

戸籍証明書等の請求書（郵送請求用）

千葉県山武郡芝山町長（本籍地市町村長）様

1：請求者

令和 年 月 日

住所	〒	電話番号	— —
ふりがな 氏名	Ⓜ	生年月日	明 大 昭 平 令 年 月 日生

2：必要な戸籍の本籍および筆頭者等（筆頭者は亡くなくても変わりません）

本籍	千葉県山武郡芝山町		
筆頭者氏名		生年月日	明 大 昭 平 令 年 月 日生
個人事項証明(抄本)・身分証明の場合に必要な方の氏名		生年月日	明 大 昭 平 令 年 月 日生

3：戸籍に記載されている方と請求者の続柄（該当するものに☑して下さい）

本人 配偶者 子 孫 父母 祖父母 その他（ ）

※その他の方の請求など、続柄やご関係によっては委任状が必要となります。

4：必要な証明書種類、通数をご記入下さい

	全部事項証明（謄本）	個人事項証明（抄本）	手数料
戸籍	通	通	1通 450円
除籍	通	通	1通 750円
改正原戸籍	通	通	1通 750円
戸籍の附票	通	通	1通 300円
身分証明書（本人以外からの請求では委任状が必要です。）		通	1通 350円

5：申請理由（使用目的・提出先等該当するものに☑するか、具体的にご記入下さい）

戸籍の届出用 パスポート申請 年金申請

戸籍の附票の場合で、記載が必要な住所（どなたの_____）、
（どこ_____）から（どこ_____）までの住所の履歴

相続手続き（被相続人氏名_____、請求者との続柄_____）

死亡の記載のあるもの 必要な期間（ 歳から 歳）の記載のあるもの

出生から亡くなるまでのもの （ ）と（ ）の関係が分かるもの

その他（ _____ ）

※裏面の戸籍謄本等の郵送請求方法をご確認下さい。郵送物や記載内容に不足がある場合には証明書が交付出来ない場合がありますのでご注意ください。下記のチェックリストで不足がないか確認をして下さい。

請求書（この請求書） 手数料（郵便局で購入できる定額小為替）

本人確認書類（運転免許証などの写し） 切手添付の返信用封筒（返信先住所もご記入ください）

（請求の内容によって） 委任状、その他資料

※請求者が記載されていない戸籍を請求する場合に、関係を示す戸籍証明を添付して頂く場合があります。

戸籍謄本等の郵送請求方法

1：請求に必要なもの（以下のものを同封してご送付下さい。1から4は必ず必要です。）

1	申請書	<ul style="list-style-type: none">・「戸籍証明書等の交付請求書（郵送請求用）」の空欄に必要事項を記入して下さい。・ご連絡の取れる電話番号を必ず記入して下さい。
2	本人確認書類(写し)	<ul style="list-style-type: none">・免許証、写真付き住基カード等の公共機関が発行した写真付き証明書の写し。・お持ちでない方はご相談下さい。
3	手数料分の定額小為替	<ul style="list-style-type: none">・郵便局で購入できる「定額小為替」でお支払いいただきます。・おつりが無いようにして下さい。都合によりおつりを切手でお返しする場合があります。・小為替には受取人等の記入は必要ありません。・相続で使う場合など、請求後に必要金額が確定する場合は不足分を追加で送付していただきます。余りはお返ししますのでお急ぎの場合は多めに送付していただくなどお願い致します。
4	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none">・返信先となる請求者の住所氏名を記入して下さい。返信先は請求者の住民票がある自宅住所に限ります。・切手を貼って下さい。定形25g以内84円、50g以内94円です。戸籍謄本などを複数請求される場合は50gを超えることが多いので余分に張っていただくなどお願いいたします。・速達などを利用される場合は、その必要分も貼り、速達等であることが分かるようにして下さい。・証明書はA4サイズです。封筒のサイズに合わせて折りたたむことになる為、長形3号かそれより大きいものがよいと思われます。
5	委任状など必要に応じて	<ul style="list-style-type: none">・直系親族または配偶者でない場合や、本人以外の身分証明書を請求する場合は委任者直筆の委任状が必要となります。・転籍などで本籍が変わっている場合などで請求者が記載されていない戸籍を請求する場合に、関係を示す書類（戸籍謄本の写しなど）を添付していただく場合があります。・本人以外からの請求では、請求理由が分かる資料が必要な場合があります。

※不明な点はお問合せ下さい。

2：郵送請求先、お問合せ先

〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992
芝山町役場 町民税務課戸籍係
電話 0479-77-3911

3：ご注意

偽りその他不正な手段により、戸籍証明等の交付を受けた場合は刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。